和歌山県喀痰吸引等業務登録申請等実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、喀痰吸引等業務の登録申請等について、「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和６２年法律第３０号。以下｢法｣という。）、「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」（昭和６２年政令第４０２号。以下｢施行令｣という。）、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和６２年厚生省令第４９号。以下｢省令｣という。）、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成２３年法律第７２号。以下｢改正法｣という。）及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」（平成２３年厚生労働省令第１２６号。以下「改正省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（喀痰吸引等業務及び特定行為業務の登録の申請及び登録）

第２条　法第４８条の３第１項及び第２項又は法附則第２７条の規定による申請をしようとする者は、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書」（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（１）「介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿」（別記第１号様式の２）

（２）「社会福祉士及び介護福祉士法第４８条の４各号の規定に該当しない旨の誓約書」（別記第１号様式の３）

（３）「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類」（別記第１号様式の４）

（４）申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書

（５）申請者が個人である場合は、その住民票の写し

２　前項の規定により登録を申請した者が、法第４８条の５第１項に掲げる要件の全てに適合し、法第４８条の４の各号のいずれにも該当しないときは、知事は、法第４８条の５の規定に基づき、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録簿」（別記第２号様式）により登録し、登録者に通知する。

（登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者の登録更新申請及び変更の届出等）

第３条　前条により登録を受けた者は、法第４８条の３第１項及び第２項に規定する喀痰吸引等業務又は法附則第２７条に定める特定行為業務について、実施する喀痰吸引等の行為を追加しようとするときは、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録更新申請書」（別記第３号様式）を知事に提出しなければならない。

２　前条により登録を受けた者は、法第４８条の３第２項第１号から第３号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、同項第４号に掲げる事項を変更しようとするときは遅滞なく、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書」（別記第３号様式の２）を、法第４８条の６第１項の規定に基づき、知事に提出しなければならない。

３　登録喀痰吸引等事業者が喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者にあっては特定行為業務）を行う必要がなくなったときは、法第４８条の６第２項の規定に基づき、登録を辞退する日の１月前までに「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞退届出書」（別記第３号様式の３）を知事に提出しなければならない。

４　前項の規定による届出があったときは、当該登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者の登録は、その効力を失う。

（事業者の登録の取消し等）

第４条　第２条により登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は法第４８条の７の規定に基づき、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者にあっては特定行為業務）の停止を命ずることができる。

（１）法第４８条の４各号（第３号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき

（２）法第４８条の５第１項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき

（３）法第４８条の６第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

（４）虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

２　前項の命令について、知事は事業者に通知する。

（認定特定行為業務従事者認定証の交付申請、交付及び登録）

第５条　省令附則第５条の規定による申請をしようとする者は、省令別表第１号及び第２号研修修了者にあっては「認定特定行為業務従事者認定証交付申請書（省令別表第１号、第２号研修対象）」（別記第４号様式）に、省令別表第３号研修修了者にあっては「認定特定行為業務従事者認定証交付申請書（省令別表第３号研修対象）」（別記第４号様式の２）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（１）住民票の写し

（２）「社会福祉士及び介護福祉士法附則第１１条第３項の各号の規定に該当しない旨の誓約書」（別記第４号様式の３）

（３）喀痰吸引等研修の修了証明書の写し

２　前項の規定により登録を申請した者が、法附則第１１条第２項の要件に適合し、同条第３項の各号のいずれにも該当しないときは、知事は、省令別表第１号及び第２号研修修了者にあっては「認定特定行為業務従事者認定証（省令別表第１号、第２号研修修了者）」（別記第５号様式）を、省令別表第３号研修修了者にあっては「認定特定行為業務従事者認定証（省令別表第３号研修修了者）」（別記第５号様式の３）に、次に掲げる事項を記載して交付し、「認定特定行為業務従事者認定登録簿」（別記第６号様式）により登録する。

（１）法附則第１０条第１項に規定する認定特定行為業務従事者（以下「認定特定行為業務従事者という。」）の氏名及び生年月日

（２）認定特定行為業務従事者が行う特定行為

（３）その他必要な事項

（認定特定行為業務従事者認定証の交付事務の委託）

第６条　法附則第１２条第１項及び施行令附則第５条の規定に基づき、前条に規定する認定特定行為業務従事者認定証に関する事務（認定特定業務従事者認定証の返納に係る事務、喀痰吸引等研修の課程修了に係る認定の事務及び認定証の交付の拒否に係る事務を除く。）の全部又は一部を登録研修機関に委託するときは、省令附則第９条の規定に基づき、あらかじめ知事と登録研修機関の間で委託契約書を作成して行うものとする。

２　前条の規定により知事の委託を受けた登録研修機関に、前条第１項の申請が行われ、登録を申請した者が、法附則第１１条第２項の要件に適合し、同条第３項の各号のいずれにも該当しないときは、登録研修機関は、省令別表第１号及び第２号研修修了者にあっては「認定特定行為業務従事者認定証（省令別表第１号、第２号研修修了者）」（別記第５号様式の２）を、省令別表第３号研修修了者にあっては、「認定特定行為業務従事者認定証（省令別表第３号研修修了者）」（別記第５号様式の４）に次に掲げる事項を記載して交付し、知事は「認定特定行為業務従事者認定登録簿」（別記第６号様式）により登録する。

（１）認定特定行為業務従事者の氏名及び生年月日

（２）認定特定行為業務従事者が行う特定行為

（３）その他必要な事項

３　第１項の規定により認定証交付事務の委託を受けた登録研修機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、法附則第１２条第２項の規定に基づき、当該委託に係る認定証交付事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（認定特定行為業務従事者認定証の変更の届出等）

第７条　認定特定行為業務従事者は、省令附則第５条各号に掲げる事項に変更があったときは、省令附則第７条の規定により、遅滞なく、「認定特定行為業務従事者認定証変更届出書」（別記第７号様式の１）を知事に提出しなければならない。

２　前項の提出に伴い、認定特定行為業務従事者認定証の再交付を希望する場合には、「認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書」（別記第８号様式）に、当該認定特定行為業務従事者認定証を添えて、知事に提出しなければならない。

３　認定特定行為業務従事者は、省令附則第８条第１項の規定に基づき、認定特定行為業務従事者認定証を汚損し、又は失ったときは、「認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書」（別記第８号様式）を、汚損した場合にあっては当該認定特定行為業務従事者認定証を添えて、知事に提出しなければならない。

４　認定特定行為業務従事者は、前項の申請をした後、失った認定特定行為業務従事者認定証を発見したときは、省令附則第８条第２項の規定に基づき、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

５　認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、当該各号に掲げる者は、省令附則第８条の２の規定に基づき、遅滞なく、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第８条の２の規定に該当する旨の届出書」（別記第７号様式の２）を知事に提出しなければならない。

（１）死亡し、又は失跡の宣告を受けた場合　戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）に規定する届出義務者

（２）法附則第１１条第３項第１号に該当するに至った場合　当該認定特定行為業務従事者又は同居の親族若しくは法定代理人

（３）法附則第１１条第３項第２号から第４号までのいずれかに該当するに至った場合　当該認定特定行為業務従事者又は法定代理人

６　前項の届出（同項第１号に掲げる者による届出に限る。）には、認定特定行為業務従事者認定証を添付しなければならない。

（特定行為の業務停止及び認定特定行為業務従事者認定証の返納）

第８条　知事は、認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合には、法附則第１１条第４項の規定に基づき、「認定特定行為業務従事者認定取消書」（別記第９号様式）により、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。

（１）法附則第１１条第３項各号（第５号を除く。）のいずれかに該当するに至った場

　　合

（２）前号に該当する場合を除くほか、特定行為の業務に関し不正の行為があった場合

（３）虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場

　　合

２　前項の規定により返納を命ぜられた認定特定行為業務従事者は、施行令附則第４条第１項の規定に基づき、遅滞なく、知事にこれを返納しなければならない。

３　第１項の規定に基づいて、期間を定めて特定行為の業務を停止した場合は、「業務停止処分に関する都道府県間連絡通知」（別記第１０号様式）により、認定特定行為業務従事者認定証の返納を命じた場合は、「認定証返納処分に関する都道府県間連絡通知」（別記第１０号様式の２）により、施行令附則第４条第２項及び第３項の規定に基づき、当該認定特定行為業務従事者へ認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事に通知するものとする。

（認定特定行為業務従事者認定の辞退）

第９条　第５条又は第６条の規定により認定を受けた者が、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなったときは、交付を受けた認定特定行為業務従事者認定証を添えて、認定を辞退する日の１月前までに、「認定特定行為業務従事者認定辞退届出書」（別記第１１号様式）を知事に提出しなければならない。

（登録研修機関の登録申請）

第１０条　法附則第１３条の規定による申請をしようとする者は、省令附則第１０条第１項の規定に基づき、「登録研修機関登録申請書」（別記第１２号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（１）申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書

（２）申請者が個人である場合は、その住民票の写し

（３）「社会福祉士及び介護福祉士法附則第１４条の規定に該当しない旨の誓約書」（別記第１２号様式の２）

（４）「登録研修機関登録適合書類」（別記第１２号様式の３）

（５）省令附則第１４条に規定される業務規程

（６）実地研修の一部を委託する場合には、当該研修機関に係る資料

（７）「研修修了証明書」

２　前項の規定により登録を申請した者が、法附則第１５条第１項及び省令附則第１１条に掲げる要件の全てに適合し、法附則第１４条の各号のいずれにも該当しないときは、知事は法附則第１５条第２項の規定に基づき、「登録研修機関登録簿」（別記第１３号様式）に次に掲げる事項を記載して登録し、登録者に通知する。

（１）登録年月日及び登録番号

（２）登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏

　　名

　（３）事業所の名称及び所在地

　（４）喀痰吸引等研修の業務開始の予定年月日

　（５）喀痰吸引等研修の課程

（登録研修機関の登録の更新等）

第１１条　前条により登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）は、前条第２項各号（第１号を除く。）の内容を更新するときは、法附則第１６条及び施行令附則第６条の規定に基づき、５年ごとに、「登録研修機関登録更新申請書」（別記第１４号様式）を知事に提出しなければならない。

２　登録研修機関が、前項の規定による更新を受けなかったときは、その期間の経過によってその効力を失う。

３　登録研修機関は、登録された内容を変更しようとするときは、法附則第１８条に基づき、あらかじめ「登録研修機関変更登録届出書」（別記第１４号様式の２）を知事に提出しなければならない。

４　登録研修機関は、業務規程の内容を変更しようとするときは、法附則第１９条第１項の規定に基づき、喀痰吸引等研修の業務の開始前に、「登録研修機関業務規程変更届出書」（別記第１５号様式）を知事に提出しなければならない。

（修了証明書の交付等）

第１２条　登録研修機関は、研修の修了者に対し、第１０条第１項第７号の「研修修了証明書」を交付するものとする。

２　登録研修機関は、研修の修了者の氏名、生年月日、修了した研修の課程、修了年月日及び修了証明書の番号を記載した名簿を作成し、管理するものとし、年度ごとに県に提出するものとする。

３　前項に定める名簿は永年保存とし、修了証明書の再発行に対応できるようにしておくものとする。

（登録研修機関の休廃止）

第１３条　登録研修機関が、喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、法附則第２０条及び省令附則第１５条の規定に基づき、「登録研修機関休廃止届出書」（別記第１６号様式）を、登録を休廃止する日の１月前までに、知事に提出しなければならない。

（適合命令）

第１４条　知事は、登録研修機関が法附則第１５条第１項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、法附則第２１条の規定に基づき、その登録研修機関に対して、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第１５条　知事は、登録研修機関が法附則第１７条の規定に違反していると認めるときは、法附則第２２条の規定に基づき、その登録研修機関に対して、同条の規定による喀痰吸引等研修を行うべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録研修機関の登録の取消し等）

第１６条　登録研修機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は法附則第２３条の規定に基づき、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（１）法附則第１４条各号（第３号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき

（２）法附則第１８条から第２０条までの規定に違反したとき

（３）法附則第２１条の規定による適合命令又は法附則第２２条の規定による改善命令に違反したとき

（４）法附則第２５条において準用する法第１７条の規定に違反したとき

（５）虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

２　前項の命令について、知事は登録研修機関に通知する。

（認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）の交付申請）

第１７条　改正法附則第１４条第１項の規定による知事の認定を受けようとする者は、改正省令附則第４条の規定により、「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書」（別記第１７号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（１）住民票の写し

（２）「社会福祉士及び介護福祉士法附則第１１条第３項の各号の規定に該当しない旨の誓約書」（別記第４号様式の３）

（３）喀痰吸引等に関する研修修了証明書（該当するものがある場合）及び修了した研修内容・研修時間を示す書類

（４）「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類①本人誓約書」（別記第１７号様式の２）

（５）「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類②第三者証明書」（別記第１７号様式の３）

（６）「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類③実施状況確認書」（別記第１７号様式の４）

２　前項の規定により登録を申請した者が、法附則第１１条第２項に規定する喀痰吸引研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有すると知事が判断したときは、改正法附則第１４条第２項の規定に基づき、「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・不特定多数の者対象）」（別記第１８号様式）又は「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・特定の者対象）」（別記第１８号様式の２）に次に掲げる事項を記載して交付し、「認定特定行為業務従事者認定登録簿」（別記第６号様式）により登録する。

（１）認定特定行為業務従事者の氏名及び生年月日

（２）認定特定行為業務従事者が行う特定行為

（３）その他必要な事項

（認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）に係る変更の届出及び特定行為の業務停止等）

第１８条　認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）の交付を受けた認定特定行為業務従事者に係る変更の届出等、特定行為の業務停止及び認定特定行為業務従事者認定証の返納並びに認定特定行為業務従事者認定の辞退については、本要綱第７条、第８条及び第９条の規定を準用する。

（公示）

第１９条　知事は次の各号のいずれかに該当するときは、法第４８条の８及び法附則第２４条の規定に基づき、その都度、公示するものとする。

（１）登録をしたとき

（２）法第４８条の６第１項又は法附則第１８条の規定による届け出（氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。）があったとき

（３）法第４８条の６第２項又は法附則第２０条の規定による届け出があったとき

（４）法第４８条の７の規定による登録の取消し又は喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者にあっては特定行為業務）の停止を命じたとき

（５）法附則第２３条の規定による登録の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき

２　前項の公示は、和歌山県のホームページに掲載して行うものとする。

（帳簿の備付け等）

第２０条　法附則第２５条において準用する法第１７条の規定に基づき、登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務に関する事項を記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

（報告）

第２１条　法第４８条の９若しくは法附則第２５条若しくは法附則第２７条第２項において準用する法第１９条の規定に基づき、知事は、法を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、登録喀痰吸引等事業者若しくは登録特定行為事業者若しくは登録研修機関に対し、報告をさせることができる。

（立入検査）

第２２条　法第４８条の９若しくは法附則第２５条若しくは法附則第２７条第２項において準用する法第２０条の規定に基づき、知事は、法を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、登録喀痰吸引等事業者若しくは登録特定行為事業者若しくは登録研修機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査を行う職員は、職員証を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（関係書類の保存）

第２３条　登録喀痰吸引等事業者、登録特定行為事業者及び登録研修機関が保存すべき書類の種類及び保存期間は次のとおりとする。

（１）第２条、第３条、第１０条、第１１条において規定する登録、更新、変更にかかる申請書及び添付書類は、永年保存とする。

（２）前号に掲げるほか、喀痰吸引等業務、特定行為業務及び喀痰吸引等研修にかかる関係書類は、５年間保存する。

２　関係書類の保存は、確実で、かつ、秘密が漏れることのない方法により行う。

３　関係書類の廃棄は、焼却その他の復元することができない方法により行う。

（その他）

第２４条　この要綱に定めるもののほか、喀痰吸引等業務の登録申請等に関し必要な事

項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　改正法附則第１５条の規定により、第２条の登録及び第５条並びに第１７条の認定の手続きは、この要綱の施行日前においても行うことができる。

　　　附　則

　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２５年１０月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和２年３月２５日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和３年１月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

　１　この要綱は、令和５年３月９日から施行する。

　２　この要綱の施行の際現に交付されている認定特定行為業務従事者認定証については、なお効力を有する。